

長崎県民生委員児童委員協議会 令和8年度事業計画

＜活動方針＞

急増する認知症高齢者や単身高齢世帯、進行する少子化の背景にある子ども・若者・子育て当事者の課題等への対応に向け、孤独・孤立対策や生活困窮者自立支援、福祉、保健・医療、教育等の連携によるこども施策等とあわせ、地域の包括的な支援体制における民生委員・児童委員の強みを生かした連携・協働の推進が求められます。

また、令和7年12月に一斉改選を終えましたが、なり手を確保し、力量を高めていくうえで、就任した委員ができるだけ長く活動を継続できる環境づくりが急務です。

特に、人口減少による労働力不足により、定年を過ぎても働き続けることが一般的となるなか、企業等に就業しながら委員活動を継続できる環境の整備が必要となります。

さらには、民生委員・児童委員本来の役割に照らした活動の見直しや関係機関との連携・分担の再確認等による負担軽減や、委員活動をサポートする民児協の機能強化が求められます。

以上のことから、本会では、民生委員活動の基本にある区域を対象に、生活課題のある人に気付き、援助につなげ、見守る取り組みを更に推進するとともに、住民に対する民生委員活動や関連する制度の普及啓発並びに国の施策において重視されているこども・子育て支援に関する活動の強化を図るべく次の事業を展開します。

＜重点目標＞

1. 民生委員・児童委員活動の推進
2. こども・子育て支援に関する活動の連携強化及び情報収集・提供
3. 民生委員・児童委員活動及び制度の理解促進と普及啓発

＜実施事業計画＞

1. 会務の運営

(1) 正副会長会議	6月、10月、3月	長崎市又はオンライン
(2) 委員会	6月、10月、3月	長崎市又はオンライン
(3) 専門部会	6月	長崎市
(4) 主任児童委員連絡会	7月、2月	長崎市又はオンライン
(5) 監査	5月	長崎市

2. 大会・研修会等の開催

(1) 相談技法研修会	7～9月	長崎市・佐世保市・県央
(2) 主任児童委員研修会	11～12月	長崎市・佐世保市
(3) 会長研修会(県委託)	1～2月	県央地区
(4) リーダー研修会(県委託)	1～2月	県央地区

3. 予算対策活動等の推進

- (1) 民生委員活動費及び地区民児協活動推進費の予算確保への働きかけ
- (2) 県民児協への運営費補助の確保

4. ネットワーク活動の協働・推進

- (1) 小地域ネットワーク活動の機能強化等小地域福祉活動の推進

5. 福祉制度における民生委員・児童委員の協力等の促進

- (1) 地域共生社会づくりをはじめとする福祉制度等における協力等の促進
- (2) 各種福祉制度の周知と利用促進のための情報提供

6. 児童委員、主任児童委員活動の充実強化

- (1) 児童委員、主任児童委員の連携・協働の推進
- (2) 子育て支援や子どもの安全を守る取り組みに関する情報の提供
- (3) 福祉・保健・医療・教育等関係機関・団体との連携強化

7. 災害時要援護者支援活動の推進

- (1) 「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の推進
- (2) 地域住民、関係機関・団体等と連携・協働した支援活動の推進

8. 生活福祉資金貸付制度を活用した個別援助活動の推進

- (1) 「福祉票」及び「生活福祉資金借受世帯援助記録票」等の活用促進
- (2) 地域住民のニーズの発掘及び借受者への個別援助活動の推進

9. 各市町及び単位民児協の機能強化のための積極的な支援及び協力

- (1) 郡・市町民児協を通して単位民児協の支援及び協力
- (2) 県民児協モデル指定民児協の指定及び活動支援
- (3) 特色ある単位民児協活動や民生委員・児童委員活動の県内民児協への紹介

10. 部会・連絡会活動の充実

- (1) 「児童福祉部会」「ネットワーク研究部会」「生活自立支援部会」の運営と活性化
- (2) 「主任児童委員連絡会」の運営と主任児童委員活動の活性化

11. 調査・情報提供活動の推進

- (1) 郡・市町民児協の現況把握

12. 広報活動の推進

- (1) 「県民児協だより」の年2回発行
- (2) 県社協ホームページを利用した民生委員・児童委員活動、単位民児協活動の紹介
- (3) 行政が作成する民生委員・児童委員活動を紹介するチラシによる周知
- (4) 全民児連作成のPRグッズ等に関する情報提供

13. 表彰

・長崎県民生委員児童委員協議会会長 ・長崎県社会福祉協議会会長 ・九州社会福祉協議会
連合会会長 ・全国民生委員児童委員連合会会長 ・全国社会福祉協議会会長

14. 関係機関・団体との連携強化

- (1) 長崎県社会福祉協議会との連携・協力
 - ・理事会、災害ボランティア連絡会等各種会議への出席
- (2) 県知事への要望提出(県関係課との意見交換を実施)
- (3) 行政等の関係機関との連携及び各種会議・委員会等への出席